平成13年(わ)第297号 虚偽有印公文書作成,同行使各被告事件

被告人両名をそれぞれ懲役1年に処する。 この裁判が確定した日から、被告人両名に対し、4年間それぞれその刑の 執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

平成7年5月当時,被告人Aは、富山県警察本部長として同県警察における犯罪捜査の指揮監督の責に任じ、被告人Bは、同県警察本部刑事部長として同県警察本部長を補佐する職務に従事していた。

(事実認定の補足説明)

「本部長指揮事件指揮簿」の有印公文書性及びこれに対する被告人らの作成権限について,以下補足説明する。

平成7年5月当時、富山県警察においては、捜査指揮に関する内部規定に基づき、同県警察本部長(以下「本部長」という。)が直接指揮に当たる事件として本部長から当該事件につき指揮を受けようとするときは、同県警察本部の当該を件の捜査を所掌する主管課長を通じ、指揮を受けようとする事項を明らかに「指揮伺い」をしなければならず〔「富山県警察の捜査指揮に関する訓令」(昭和36年7月8日本部訓令第44号)第3条〕、その「指揮伺い」に基づき指揮に関する計行に基づき、関するが「本部技術を受けるのでは、「本部技術を関するが、「本部技術を関するが、本部長のを1月6日をは、「富山県警察を経れていた。「第2〕、「本部技術をで、関するが、本部長のを1月6日をで、第2〕、「本部長の各主管課に関する計算に、「第2〕、「本部長の経行は、「本部長の経行には、他の部署の所事事で、関連性を持つ場合などには、他の部署と関が、他の部署の所事する事項と関連性を持つ場合などには、他の部署と関が、他の部署の所事する事項と関連性を持つ場合などには、他の部署と関が、他の部署の所事する事項と関連性を持つ場合などには、他の部署と関が、他の部署の所事する事項と関連性を持つ場合などには、他の部署と関する部分、「会議を経て承認済みであるに、「会議」、「会議を経て承認済みであるに、「会議」、「会議の、「会議」、「会議を経て承認済みでいた、「会議」を受けた者は「合議)」を押なつする慣例となっていた、「会議」を言言により、「会議」を受けた者は「合議)、「会議を経て承認済みであるに、「会議」を受けた者は「合議)、を押なつする慣例となっていた、「会議」を言言といる。

以上によると、「本部長指揮事件指揮簿」は有印公文書に当たり、被告人ら及び前記各人は、内規及び慣例に基づき、職務上、「本部長指揮事件指揮簿」についてそれぞれ作成権限を有していたものと認められる。 (法令の適用)

被告人両名の判示所為のうち、各虚偽有印公文書作成の点は、平成7年法律第91号附則2条により同法による改正前の刑法60条、156条、155条1項に、各虚偽有印公文書行使の点は同法60条、158条1項、156条、155

条1項にそれぞれ該当するが、この各虚偽有印公文書作成と各虚偽有印公文書行使との間には手段結果の関係があるので、同法54条1項後段、10条によりそれぞれ1罪として犯情の重い虚偽有印公文書作成罪の刑で処断することとし、その所定刑期の範囲内で被告人両名をそれぞれ懲役1年に処し、情状により同法25条1項を適用してこの裁判が確定した日からそれぞれ4年間その刑の執行を猶予することとする。

(量刑の理由)

- 1 本件は、それぞれ県警察の最高責任者及び最高幹部職にあった被告人らが、 管内の警察署において覚せい剤取締法違反の被疑事実で逮捕されていた被疑者 を釈放することを企図し、県警察本部の覚せい剤関係事犯の主管課長らに働き かけて、真実は同被疑者の体調に異状がないのに、該警察署から同被疑者の体 調不良を理由とする釈放指揮伺いがあったかのような内容虚偽の指揮簿を作成 し、これを同本部内に備え付けさせたという事案である。
- 2 近時,覚せい記念書書が社会問題化しておりるの摘発に大い記念書書が社会問題化しておりるところが、大型では、前ろ音に対しては、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、前の音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音には、一つ音にはは、一つ音にはは、は、一つ音にはは、一つ音
- 3 他方、被告人らは、それぞれ現在では本件犯行を反省悔悟していること、これまでに前科前歴がないこと、警察官在任中本件を除いてはその職務に専念し、公共の安全を守り治安の維持に努めてきたこと、一定の社会的制裁を受けていること、被告人Aには養育すべき未成年の子らがいることなど、各被告人のために酌むべき事情もある。
- 4 以上を総合考慮して、被告人らをそれぞれ主文掲記の刑に処するのが相当であると判断した。

(求刑 被告人両名につき各懲役1年)

平成14年4月11日 富山地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 神沢昌克

裁判官 水野将德

裁判官 光吉恵子